

消防団を中核とした 地域防災力の充実強化

令和2年11月11日

消防庁 国民保護・防災部 地域防災室

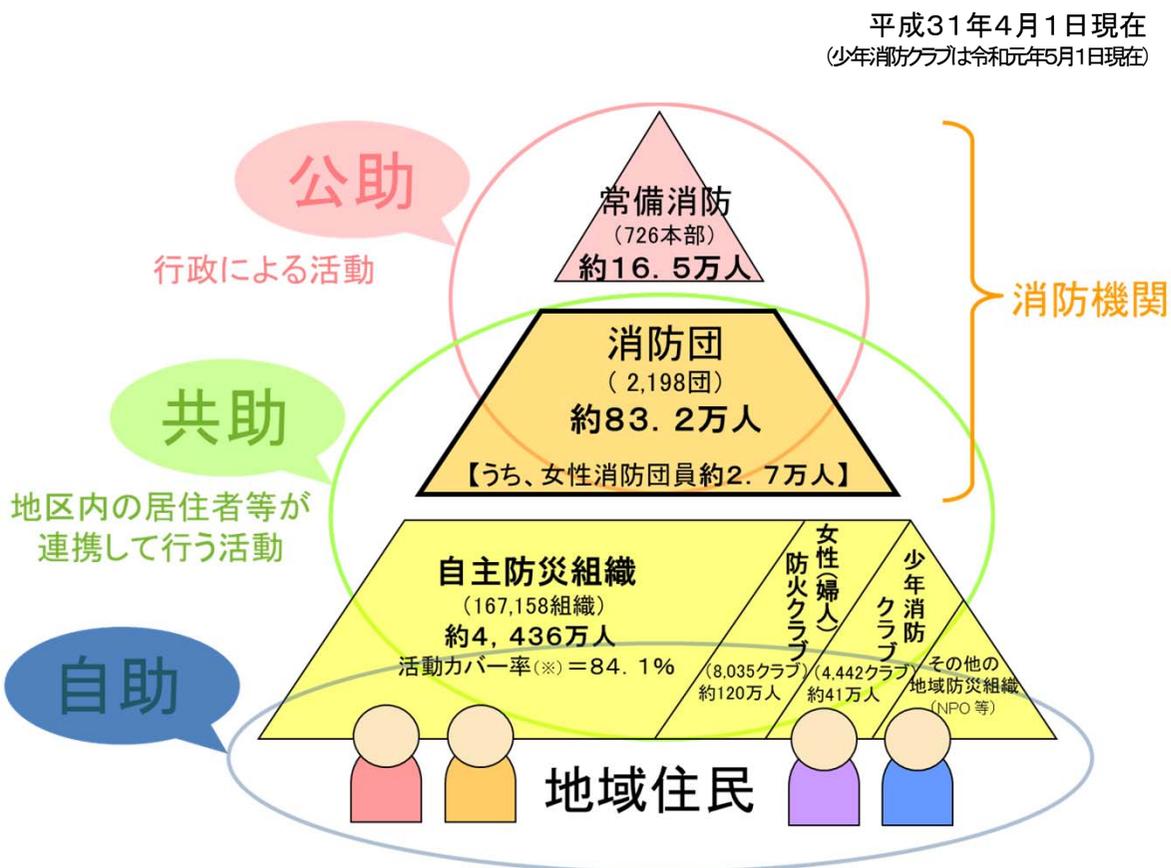
室長 名越 一郎

消防団を中核とした地域防災力

1 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年12月法律第110号）

- 目的・理念等：消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資する
- 基本的施策
 - (1) 消防団の強化：消防団への加入促進（公務員の消防団員との兼職の認め・職務専念義務の免除）、消防団活動の充実強化施策（処遇・装備・教育訓練の改善等）
 - (2) 地域における防災体制の強化

2 地域の総合防災力



3 近年の大規模災害時の消防団の活躍

【平成28年熊本地震】

●平成28年4月14日に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動において、各消防団は、震災直後から昼夜を分かたず消火・救助活動、安否確認及び避難誘導を行うとともに、その後の避難所での活動など地域の安心・安全を守るための幅広い活動を実施。

- 熊本県 延べ活動人員 約105,000名
- 大分県 延べ活動人員 約7,400名



【平成30年7月豪雨】

●平成30年6月28日以降、西日本を中心に発生した記録的な大雨において、各消防団は、住民の救助活動や避難誘導、行方不明者の捜索、土砂等の撤去作業など、地域の安心安全を守るための幅広い活動を実施。

- 岡山県 延べ活動人員 約32,600名
- 広島県 延べ活動人員 約43,800名
- 愛媛県 延べ活動人員 約29,400名



消防団の現状①

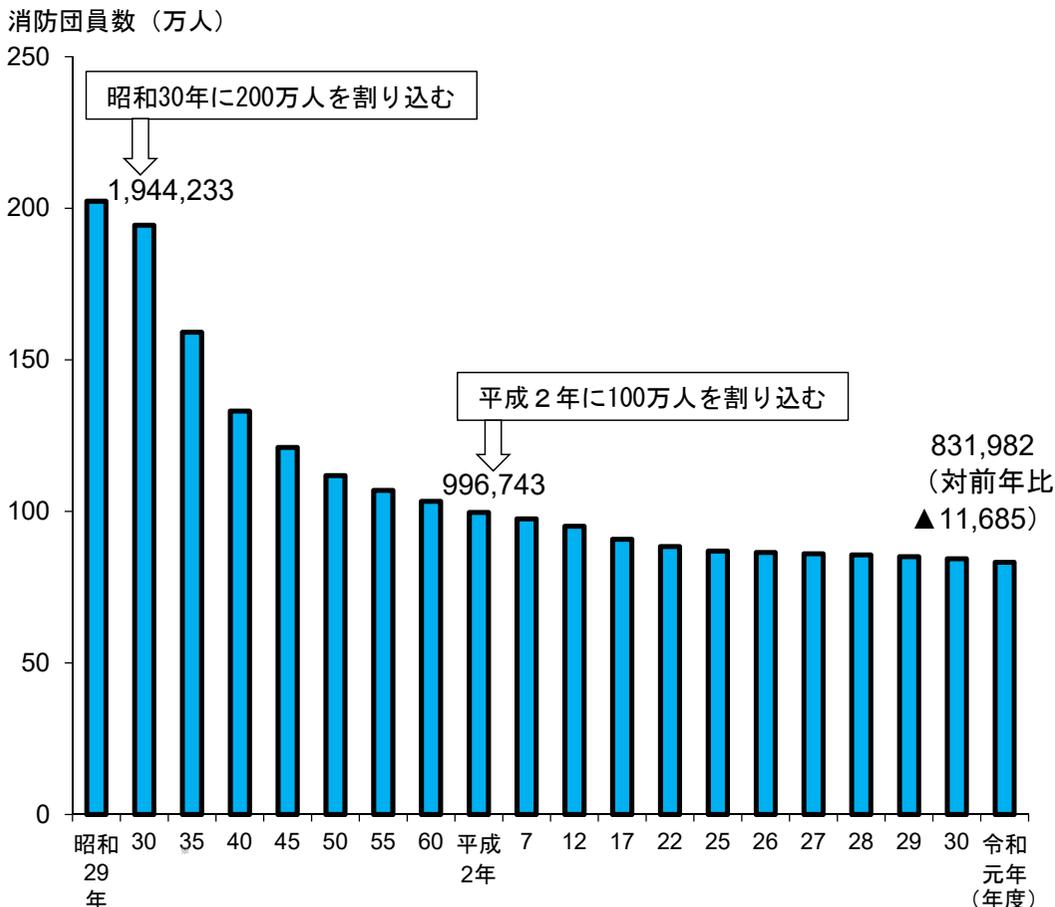
◆消防団の特質

- 消防組織法第9条～消防機関として常備消防機関と消防団(非常備消防機関)の2種類
- 団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員(一方で、ボランティアとしての性格も有する)
- 地域における消防防災の中核的存在(要員動員力・地域密着性・即時対応力)

1 消防団・消防団員の現況 (平成31年4月1日現在)

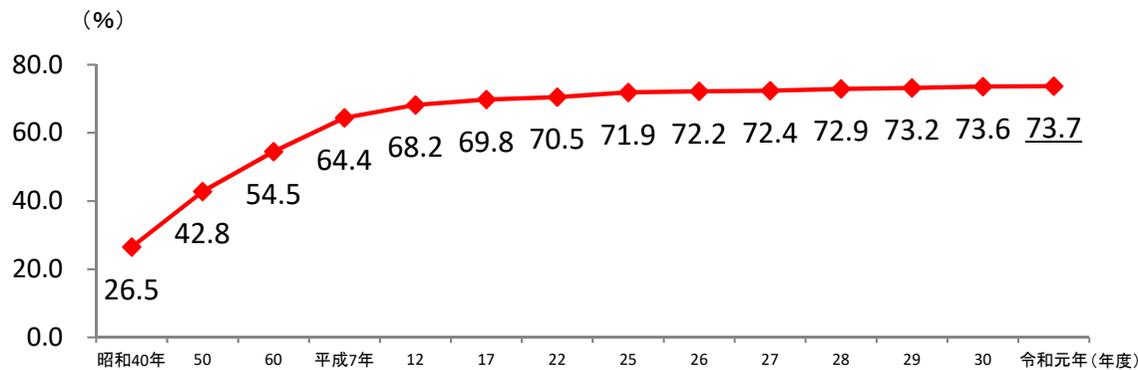
○消防団数:2,198団(全国すべての市町村に設置) ○消防分団数:22,388分団 ○消防団員数:831,982人(前年度より11,685人減少)

2 消防団員数の推移



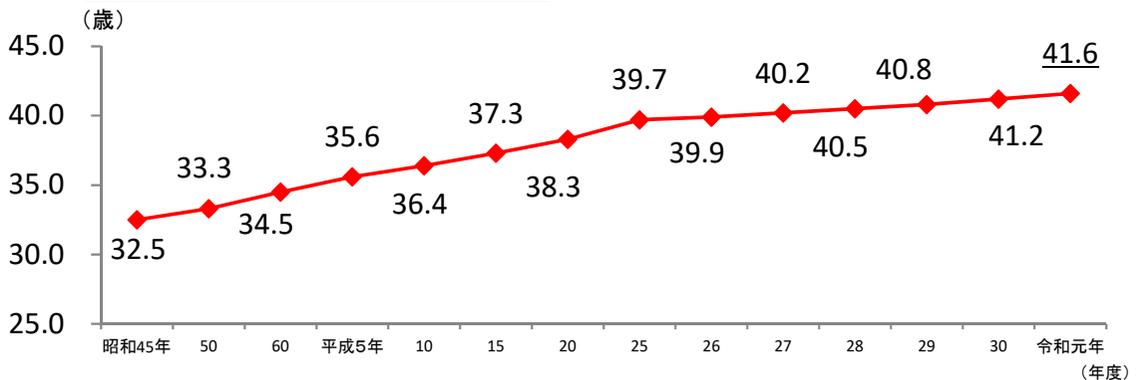
消防団員の数は、平成2年には100万人を割り、平成31年4月1日現在で約83.2万人と一貫して減少

3 被雇用者団員比率の推移



就業構造の変化により消防団員に占める被雇用者の割合が高くなってきており、被雇用者団員比率は73.7%

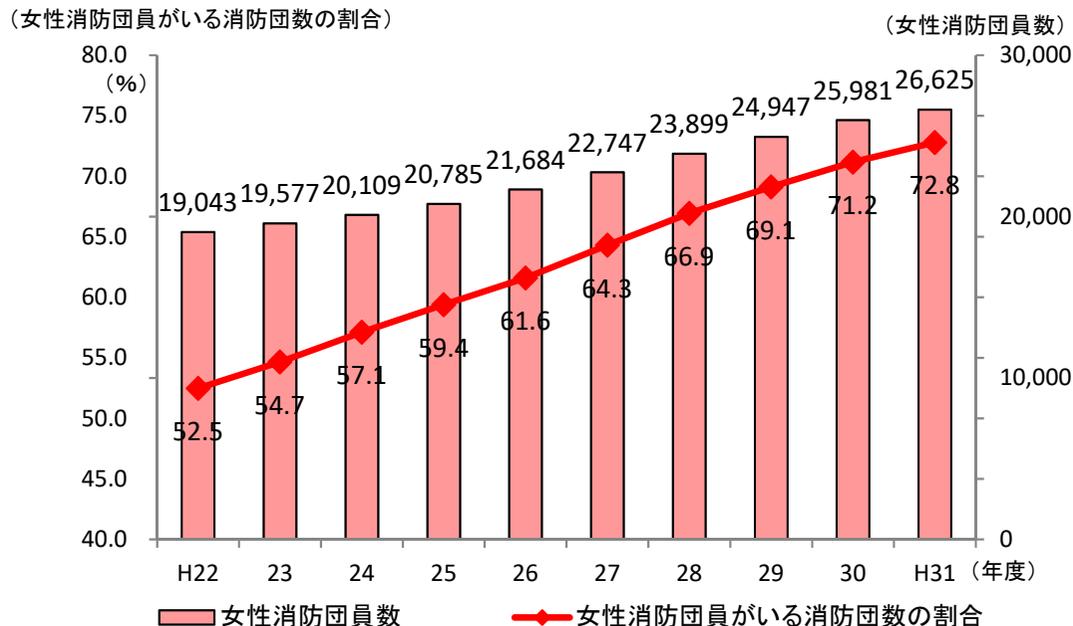
4 平均年齢の推移



消防団員の平均年齢は上昇傾向にあり、平成31年4月1日現在、41.6歳

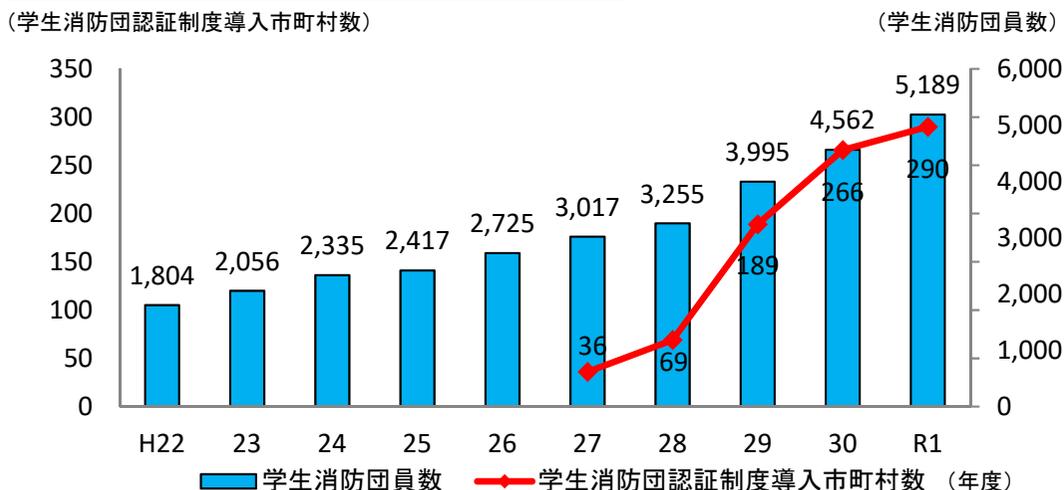
消防団の現状②

5 女性消防団員数の推移



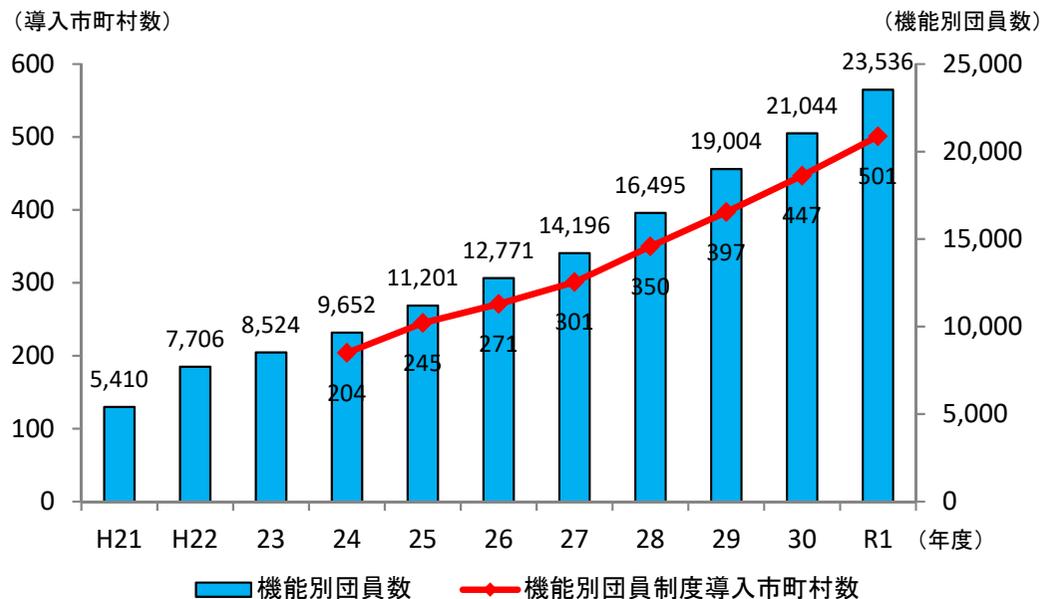
女性消防団員数は26,625人で全体の約3.2%であり、前年度より644人増加。女性消防団員数は年々増加。

6 学生消防団員数の推移



学生（専門学校生を含む）の消防団員数は5,189人であり、前年度より627人増加。学生の消防団員数は年々増加。

7 機能別団員数の推移



機能別団員数は23,536人で、前年度より2,492人の増加。機能別団員制度の導入や拡大により、年々増加。

8 職業構成及び就業形態の状況

| | 被雇用者 | | | | 学生 | 自営業 その他 |
|-----------|---------|-------------------|----------|-------|-------|------------|
| | 公務員 | 特殊法人等 (農協・公社等) | 日本 郵政 | | | |
| H30団員数(人) | 621,290 | 68,477 | 30,103 | 6,651 | 4,562 | 217,815 |
| R1団員数(人) | 613,093 | 68,750 | 29,039 | 6,492 | 5,189 | 213,700 |
| 構成割合 | 73.7% | 8.3% | 3.5% | 0.8% | 0.6% | 25.7% |

消防団の課題

【消防団の特長】

- ◎ 地域密着性、要員動員力、即時対応力を活かした災害対応
- ◎ 地域コミュニティの維持、振興にも大きな役割

地域防災の中核的存在

【消防団の現状】

- 消防団員の減少 ⇒ 約83.2万人(平成31年4月1日)
- 団員のサラリーマン化 ⇒ 73.7%(平成31年4月1日)
- 団員の高齢化 ⇒ 平均年齢は41.6歳(平成31年4月1日)

【東日本大震災における消防団の活動】

- 水門等の閉鎖
 - 住民等の避難誘導、救助
 - 避難所の運営支援 など
- ↓
- その一方で、多くの消防団員が犠牲となる
⇒死者・行方不明者 254名

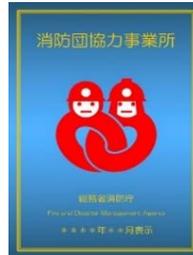
地域の防災力を確保するために消防団の充実・強化が必要

【消防団員確保のための取組】

- 地方公共団体への働きかけ
- 消防団加入促進キャンペーンの実施
- 消防団充実強化対策本部の設置(H25.12.24)
- 学生消防団活動認証制度(H26.11通知)
- 消防団協力事業所表示制度(H19.1運用開始)

◇表示証交付実績(平成31年4月1日現在)

- ・消防庁が交付する表示証(ゴールドマーク) 780事業所
- ・市町村等が交付する表示証(シルバーマーク) 16,263事業所
- ※協力事業所表示制度導入市町村 1,326市町村



消防庁が交付する表示証
(ゴールドマーク)

【消防団員の装備、教育・訓練の強化】

- 退避ルールの確立
- 消防団の装備の充実
- 教育・訓練の充実強化

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要

(平成25年12月～)

第1章 総則

- 目的: 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施(1条～3条)
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務、など(4条)
- 防災活動への参加に係る住民の努力義務(5条)
- 地域防災力の充実強化に関する、住民、自主防災組織、消防団、地方公共団体、国等の関係者相互の連携協力義務(6条)

第2章 地域防災力の充実強化に関する計画

- 災害対策基本法上の市町村地域防災計画における、地域防災力の充実強化に関する事項についての策定・実施に関する努力義務、災害対策基本法上の地区防災計画を定めた場合の、地域防災力を充実強化するための具体的な事業計画の策定義務など(7条)

第3章 基本的施策

第1節 消防団の強化等

- 消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため必要な国及び地方公共団体の措置義務(8条)
- 消防団の強化に関する具体的措置
 - ・消防団への加入の促進のため必要な国及び地方公共団体の措置義務(9条)
 - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例(10条)
 - ・事業者・大学等の協力(11条・12条)
 - ・消防団員の処遇の改善のため必要な国及び地方公共団体の措置義務(13条)
 - ・消防団の装備の改善及び消防の相互応援の充実のため必要な国及び地方公共団体の措置義務(14条)
 - ・消防団の装備の改善に対し必要な国及び都道府県の財政上の措置に関する努力義務(15条)
 - ・消防団員の教育訓練の改善及び標準化等のため必要な国及び地方公共団体の措置義務(16条)

第2節 地域における防災体制の強化

- 防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等に関する市町村の努力義務(17条)
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置に関する市町村の努力義務(18条)
- 自主防災組織等に対する国及び地方公共団体の援助(19条・20条)
- 学校教育及び社会教育における防災に関する学習の振興のために必要な国及び地方公共団体の措置義務(21条)

※施行: 公布日(平成25年12月13日) ただし、地区防災計画関係は平成26年4月1日、兼職に関する特例は公布から6月を経過した日

消防団の充実強化に向けた近年の主な取り組み等

○機能別消防団員・分団制度の導入(平成17年～)

- ⇒ 機能別団員:入団時にあらかじめ決めた特定の活動・役割のみに参加する団員
- 機能別分団:特定の役割、活動のみを実施する分団

○消防団協力事業所表示制度の導入(平成18年～)

- ⇒ 一定の要件を満たす消防団協力事業所に対し、市町村又は消防庁が認定し、表示証を交付

○消防団等充実強化アドバイザー派遣制度(平成28年度までは消防団員確保アドバイザー派遣制度)の導入(平成19年～)

- ⇒ 地方公共団体の要請に基づき派遣し、消防団の充実強化等を助言

<平成25年:「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定>

○「消防団の装備の基準」の改正(平成26年)

- ⇒ 上記法律の制定を受け、情報通信機器、安全確保のための装備等の消防団の装備を充実するよう改正

○処遇の改善(消防団員の年額報酬・退職報償金の引き上げ等)

○学生消防団活動認証制度の導入(平成26年～)

- ⇒ 真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学生について、市町村がその実績を認証し、就職活動を支援する制度

○大規模災害団員制度の導入(平成30年～)

- ⇒ 「大規模災害団員」の枠組みを示し、各地方公共団体での導入を促進

○消防団設備整備費補助金の創設(平成30年～)、補助対象資機材の拡充(令和元年～)

○消防団員等の公務災害補償に係る補償基礎額の引上げ(令和2年4月～)

○消防団員のマイカー共済の開始(令和2年4月～)

機能別団員・機能別分団について

- 機能別団員・機能別分団は、消防団員がすべての災害活動に参加する基本的な消防団制度の**補完的な制度**として、各市町村が地域実態に応じて採用（H31.4.1現在 501市町村が導入済）。

＜平成17年1月26日付け消防庁消防課長通知により、全国の市町村に制度導入を要請＞

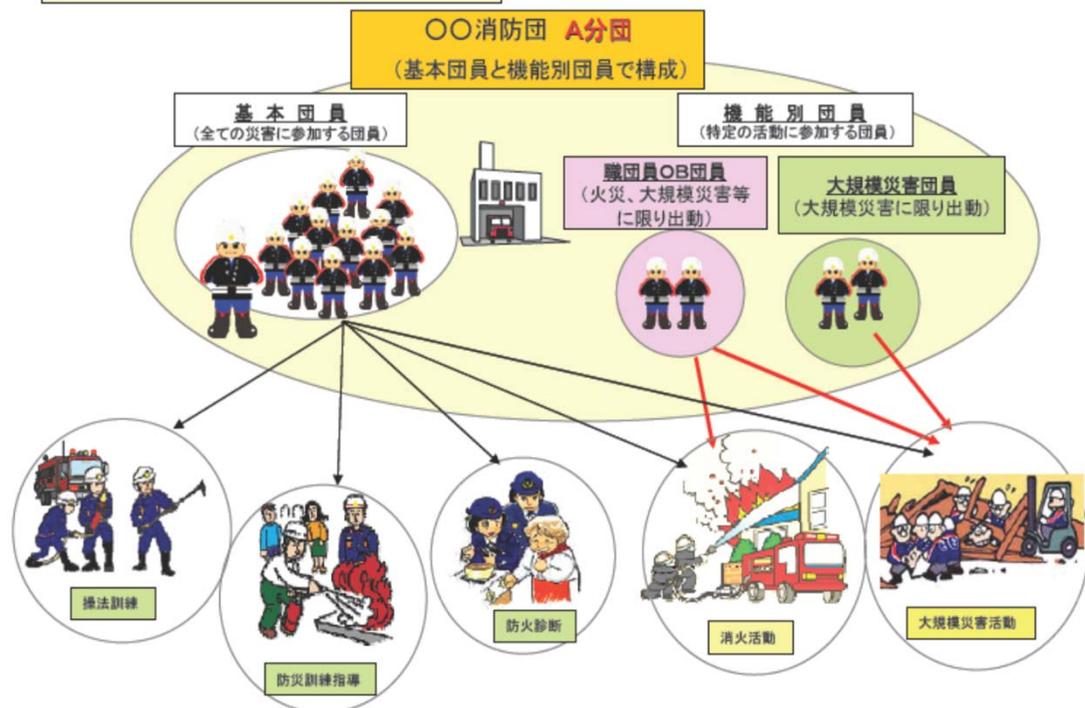
○機能別団員（特定の活動、役割のみに参加する団員）

- ・基本団員と同等の活動ができないなどの人が、入団時に決めた特定の活動・役割に参加する制度
- ・消防職員・団員OB、被雇用者、女性等が担い手となるのが今後も想定される

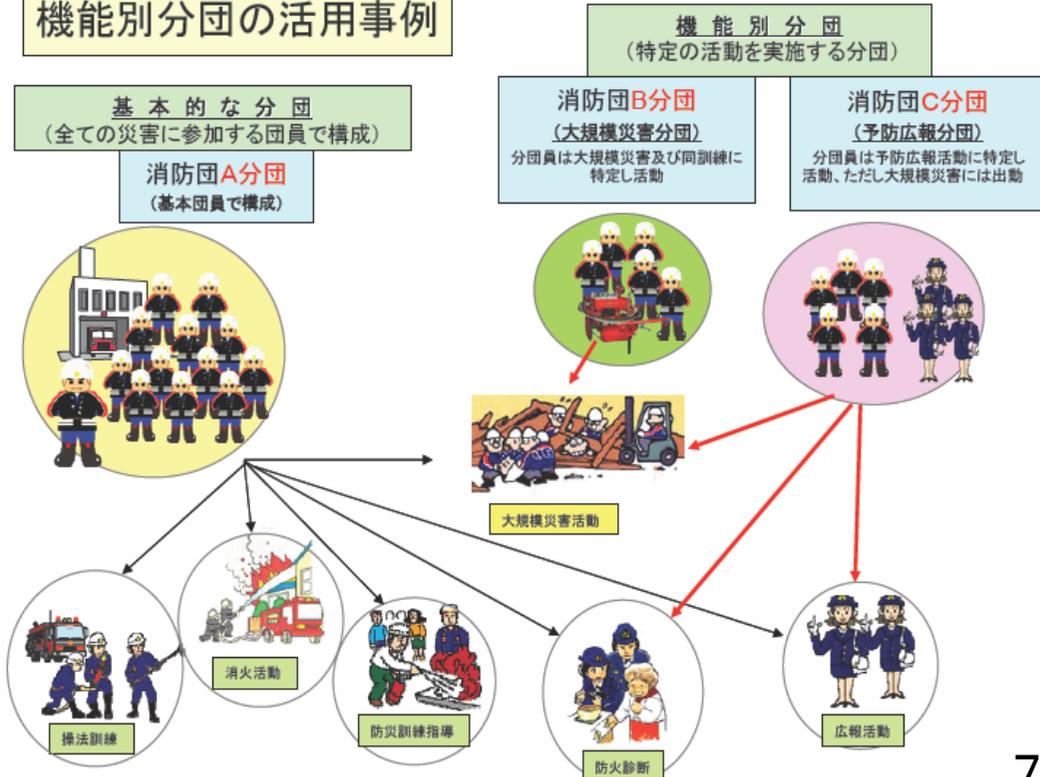
○機能別分団（特定の活動、役割を実施する分団）

- ・特定の役割、活動を実施する分団・部を設置し、所属団員は当該活動を実施する制度
- ・機能別分団の例としては、大規模災害対応、火災予防対応などを目的とした分団や事業所単位の分団

機能別団員の活用事例



機能別分団の活用事例



消防団等充実強化アドバイザーの派遣

○概要等

地方公共団体等の要請に基づき、消防団等充実強化アドバイザーを当該地方公共団体等に派遣して、消防団への加入促進、消防団の充実強化及び活性化等の方策等について助言を行う制度。

アドバイザーは、地方公共団体等の推薦を受け、消防団の充実強化等に関する豊富な知識又は経験を有する者を認定。

○派遣実績

令和元年度：27団体、平成30年度：28団体、平成29年度：29団体、平成28年度：32団体

消防団等充実強化アドバイザー(令和2年6月9日現在)

| | 都道府県 | 氏名 | 所属団体・役職名 | | 都道府県 | 氏名 | 所属団体・役職名 |
|----|------|-------|----------------------|----|------|-------|------------------------|
| 1 | 青森県 | 沖田 隆成 | (元) 南部町消防団長 | 15 | 岡山県 | 左居 喜次 | (元) 美咲町消防団長 |
| 2 | 岩手県 | 庭野 和義 | (元) 久慈消防署種市分署長 | 16 | | 葛原 佳史 | 美咲町消防団員 |
| 3 | 茨城県 | 米川 幸雄 | 阿見町消防団顧問 | 17 | 広島県 | 神村登紀恵 | 広島市西消防団女性隊隊長 |
| 4 | | 山本みゆき | 元阿見町消防団女性部・部長 | 18 | | 柳迫 長三 | 広島市防災士ネットワーク代表世話人 |
| 5 | | 伊籐 好 | 筑西広域市町村圏事務組合消防本部消防次長 | 19 | | 平田 信夫 | (元) 広島市安佐南消防団長 |
| 6 | 群馬県 | 佐藤 勝美 | (元) 財団法人草加市体育協会常務理事 | 20 | | 勝宮 章 | (元) 呉市消防局長 |
| 7 | 千葉県 | 田邊 茂 | 長生郡市広域市町村圏組合消防団副団長 | 21 | 愛媛県 | 石丸ちえみ | 松山市消防団部長 |
| 8 | 東京都 | 小澤 浩子 | 赤羽消防団副団長 | 22 | | 玉井 公 | 松山市消防局地域消防推進課副主幹 |
| 9 | 神奈川県 | 丸山 正美 | 元横浜市消防局総務部消防団課 | 23 | | 山口 賢司 | (元) 宇和島地区広域事務組合消防本部消防長 |
| 10 | | 堀下 清美 | (元) 横浜市消防局女性消防団員指導者 | 24 | 福岡県 | 太田 和弘 | 北九州市若松消防署警防課警防第三担当課長 |
| 11 | 長野県 | 五十嵐幸男 | 公益財団法人長野県消防協会参与 | 25 | | 内村美由紀 | 北九州市八幡東消防団副団長 |
| 12 | | 古村 幹夫 | (元) 長野県消防協会会長 | 26 | 佐賀県 | 古賀 大喜 | 公益財団法人佐賀県消防協会常務理事 |
| 13 | 愛知県 | 加藤 實 | 東海学園大学共生文化研究所研究員 | 27 | 熊本県 | 長濱 美香 | 平国女性分団員 |
| 14 | 三重県 | 櫻川 政子 | 津市消防団津方面団分団長 | | | | |

「消防団の装備の基準」の平成26年改正等

1. 装備の基準の改正

改正の目的

「消防団の装備の基準」（平成26年消防庁告示第2号）について、平成25年12月13日に公布・施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受け、情報通信機器、安全確保のための装備、救助活動用資機材等の消防団の装備を充実するよう改正（平成26年2月7日公布）。

主な改正内容

○双方向の情報伝達が可能な情報通信機器の充実（トランシーバー）

災害現場での情報共有のため双方向の通信手段を確保する観点から、団員及び団員の直近上位の階級にある消防団員にトランシーバーを配備することとした。この結果、全ての階級の消防団員に双方向通信用機器（トランシーバー等）を配備することとなった。

○消防団員の安全確保のための装備の充実（安全靴、ライフジャケット等）

風水害等の災害現場での活動時の安全を確保するため、安全靴（救助用半長靴）、ライフジャケット、防塵マスク等の装備を全ての消防団員に配備することとした。

○救助活動用資機材の充実（チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等）

救助活動等に必要なる自動体外式除細動器（AED）、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等の救助活動用資機材を全ての分団に配備することとした。

2. 地方交付税措置の拡充

上記改正に伴い、消防団の装備について、地方交付税措置を大幅増額（標準団体（人口10万人）当たり、約1,000万円（平成25年度）から約1,600万円（平成26年度）へ増額。その後も、数次増額し、平成31年度は約1,780万円。）

消防団員の処遇（年額報酬及び出動手当について）

年額報酬及び出動手当

- 市町村は条例に基づき消防団員に対し、その労苦に報いるための報酬及び出動した場合の費用弁償としての出動手当を支給している。
- 支給額、支給方法は、地域事情により、必ずしも同一ではないものの、支給額の低い市町村においては、引上げ等を図る必要があり、当該団体に対し、早急にその引き上げを行うよう要請してきている。

| | | | | | | | |
|--|----------------|-----------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 地方交付税算入額 ・報酬(年額)36,500円(団員) ～82,500円(団長) ・出動手当(1回当たり)7,000円 | | 交付税 単価 | 条例平均額(階級:団員) | | | | |
| | 年額報酬 (一般団員) | 36,500円 | 29,707円 (H26) | 30,201円 (H27) | 30,355円 (H28) | 30,473円 (H29) | 30,648円 (H30) |

- 条例で定める年額報酬（階級：団員）の状況は以下のとおり（なお、無報酬団体については、平成27年度中にすべて解消された。）（各年4月1日現在）

| 年額報酬（階級：団員） | 市町村数 | | 累計 | |
|------------------|-------------|-------------|---------------|---------------|
| | H27 | R1 | H27 | R1 |
| 支給なし | 3 (0.2%) | 0 (0.0%) | 3 (0.2%) | 0 (0.0%) |
| 1～10,000円未満 | 35 (2.0%) | 18 (1.0%) | 38 (2.2%) | 18 (1.0%) |
| 10,000～20,000円未満 | 377 (21.7%) | 359 (20.6%) | 415 (23.9%) | 377 (21.6%) |
| 20,000～30,000円未満 | 576 (33.1%) | 560 (32.2%) | 991 (57.0%) | 937 (53.8%) |
| 30,000～36,500円未満 | 313 (18.0%) | 318 (18.3%) | 1,304 (75.0%) | 1,255 (72.1%) |
| 36,500円以上 | 435 (25.0%) | 484 (27.8%) | 1,739 (100%) | 1,739 (100%) |

※市町村数については、日額制である3団体を除き、東京都特別区は23団体として計上している。

消防団員の処遇（退職報償金について）

退職報償金

- 消防団員が退職した場合、市町村は、その労苦に報いるため、慰労金の性格として当該団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされている。
- 平成26年に「消防団員等公務災害補償等責任共済に関する法律施行令」を改正し、全階級で一律5万円引き上げ（平成26年4月1日施行）。

（単位：千円）

| 階級 | 勤務年数 | | | | | |
|-------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| | 5年以上 10年未満 | 10年以上 15年未満 | 15年以上 20年未満 | 20年以上 25年未満 | 25年以上 30年未満 | 30年以上 |
| 団長 | 239 | 344 | 459 | 594 | 779 | 979 |
| 副団長 | 229 | 329 | 429 | 534 | 709 | 909 |
| 分団長 | 219 | 318 | 413 | 513 | 659 | 849 |
| 副分団長 | 214 | 303 | 388 | 478 | 624 | 809 |
| 部長/班長 | 204 | 283 | 358 | 438 | 564 | 734 |
| 団員 | 200 | 264 | 334 | 409 | 519 | 689 |

学生消防団活動認証制度（平成26年11月～）

真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学生について、市町村がその実績を認証し、就職活動を支援することを目的とする。

【学生消防団活動認証制度の導入状況（H31.4.1時点）】

| 時点 | 導入済団体 |
|---------|-------|
| H28.4.1 | 69 |
| H29.4.1 | 189 |
| H30.4.1 | 266 |
| H31.4.1 | 290 |

約4.2倍

制度の概要

認証対象者

- 1年以上の活動実績
- 在学中又は大学等を卒業して3年以内

市（町村）長

（認証の可否について審査）

「学生消防団活動認証状」及び
「学生消防団活動認証証明書」の交付

「学生消防団活動認証決定通知書」の交付

学生消防団員

消防団長

企業

就職活動時に「学生消防団活動認証証明書」を提出

消防庁様式

学生消防団活動認証状

〇〇市（町村）学生消防団活動
認証状

〇〇 〇〇 様

あなたは、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたので、その功績を認証いたします。
（活動内容）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市（町村）長 〇〇 〇〇 印

（消防庁様式）

学生消防団活動認証証明書

〇〇市（町村）学生消防団活動
認証証明書

下記の者は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたことにより、〇〇市（町村）学生消防団活動認証制度により認証を受けた者であることを証します。

（氏名） 〇〇 〇〇
（生年月日） 平成 年 月 日
（活動内容）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市（町村）長 〇〇 〇〇 印

（消防庁様式）

消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）の概要

○補助金の趣旨

災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るため、消防団の配備が進んでいない救助用資機材等の整備を促進することを目的。緊急対策として、3年間に限り、臨時特例的に創設。

○補助率

1/3（地方負担分2/3に特別交付税措置（措置率0.8）を講じている。）

○補助対象事業者

市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）

○政府予算額

H30補正予算：7億4千万円 R1当初予算：7億4千万円 R2当初予算：7億4千万円

【補助対象資機材】 各市町村で、必要な資機材の種類、個数を選択可



AED



油圧切断機



エンジンカッター



チェーンソー



ジャッキ



トランシーバー
(デジタル簡易無線機を含む。)



発電機



投光器



排水ポンプ



ボート



救命胴衣等(※)



切創防止用保護衣等(※)

※破線囲みの資機材は、交付要綱の一部改正（令和元年12月13日付け消防地第239号）により、補助対象として追加したものの。

※救命胴衣等とは、救命胴衣のほか、浮環、フローティングローブをいう。

また、切創防止用保護衣等とは、切創防止用保護衣のほか、耐切創性手袋、防塵メガネ、防塵マスクをいう。

消防団マイカー共済（令和2年4月1日～）

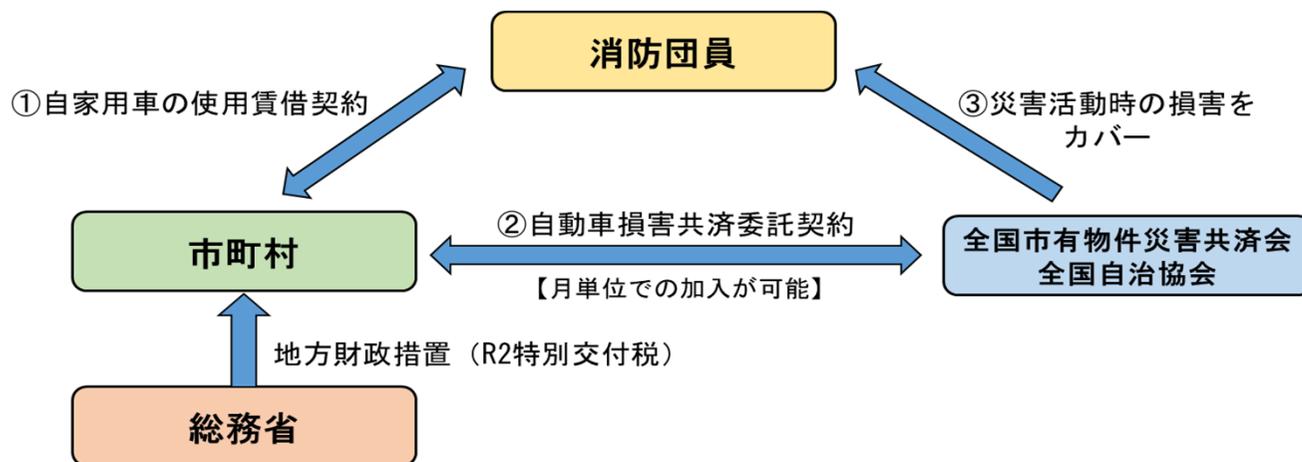
1. 趣旨及び事業内容

近年の大きな災害の発生状況等を踏まえ、消防団員に安心して活動してもらうため、マイカーや対物・対人の損害を補償する共済を開始。

具体的には、災害時に急を要する消防団活動のために、非常勤の特別職地方公務員の身分を有する消防団員がやむを得ず、自家用自動車（原動機付自転車を含む）を使用した場合に、当該自家用自動車を市町村が相互に救済する事業。

2. 実施主体

公益社団法人全国市有物件災害共済会（市分）、一般財団法人全国自治協会（町村分）



3. 共済事業のポイント

- ・1月単位での加入が可能（例：出水期（9月～11月）の3月加入）。
- ・実施主体から支払われる共済金は、優先払い（消防団員が加入している民間の自動車保険の適用が不要）。
- ・分担金に対して、令和2年度は特別交付税措置（0.5）を講じる。

4. 開始日

令和2年4月1日

5. その他

各都道府県・市町村に対し、令和2年3月31日付で消防庁次長名による通知を発出。

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」のポイント (令和元年12月13日付消防庁長官通知)

1. 地域防災力の一層の充実強化に向けた議論の創出等

(1) 地域防災力自己診断カルテの活用等による議論の創出等

- 将来の地域人口等の見通しや災害発生のおそれ等を踏まえ、地域の方々と、**将来の地域防災力に関する議論を行うことが必要**。効果的に議論を進めることができるようにするため、**「地域防災力自己診断カルテ」を活用**。

(2) 将来の地域防災力に関する議論を踏まえた市町村地域防災計画の一層の充実等

- 市町村地域防災計画に**地域防災力の充実強化に関する事項を定めていない市町村については、早急に定めるとともに、地区防災計画を定めた地区について、早期に具体的事業計画を策定すること**。

2. 消防団の充実強化

(1) 消防団の充実強化に向けた定量的な目標の設定等

- 将来の地域において消防団の果たす役割、機能に関する検討を早期に行い、**消防団の体制についての定量的な目標を設定すること**。
- 消防団の充実強化に向けた**中期的な計画の策定について検討**すること。

(2) 基本団員を中心とした消防団員の確保等

- **基本団員の確保に計画的に取り組む**とともに、**「大規模災害団員」を積極的に導入**すること。消防団員の確保に当たっては**入団促進に向けた取組と退団への対策の両方を講じる**ことが重要。

(3) 多様な人材の活用

- **女性、学生、被用者、公務員等、消防職団員OB**の消防団への参加を促すこと。消防団員に占める女性の割合等や、学生消防団活動認証制度及び消防団協力事業所表示制度の導入割合について、**全国的な目標（令和4年3月末日まで等）を設定**。

(4) 社会環境の変化等に伴う退団等への対応

- **休団制度を積極的に活用**することが有意義。その活用について、**令和4年3月末日までに検討**。
- **定年年齢の引上げ、制度撤廃**について条例改正その他必要な措置を検討。**とりわけ60歳未満の定年制を導入している市町村**においては、**原則として、令和4年3月末日までにその状況を解消**。
- 本業が多忙等の理由により退団が見込まれる者については、「大規模災害団員」等への移行や休団制度の活用等により、消防団活動を継続しやすい環境を整備。
- 地方交付税単価（年額報酬36,500円、1回当たり出動手当7,000円）を踏まえ、**年額報酬や出動手当を引上げ**。**特に年額報酬が1万円未満の市町村**においては、**原則として、令和4年3月末日までに、その状況を解消するための引上げ**。

(5) 装備の改善

- 消防団の**装備の改善**を集中的・計画的に進めること。

自主防災組織

1 自主防災組織の現況(平成31年4月1日現在)

組織数 167,158団体 人員 44,362,975人

- 地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成し、自発的な防災活動を行っている組織
- 主に町内会・自治会等の規模で、地域に住んでいる住民により、設置・運営
- 大規模災害時に行政機関による公助が困難な場合、自助・共助の機能を発揮

2 活動内容例

(1) 平常時

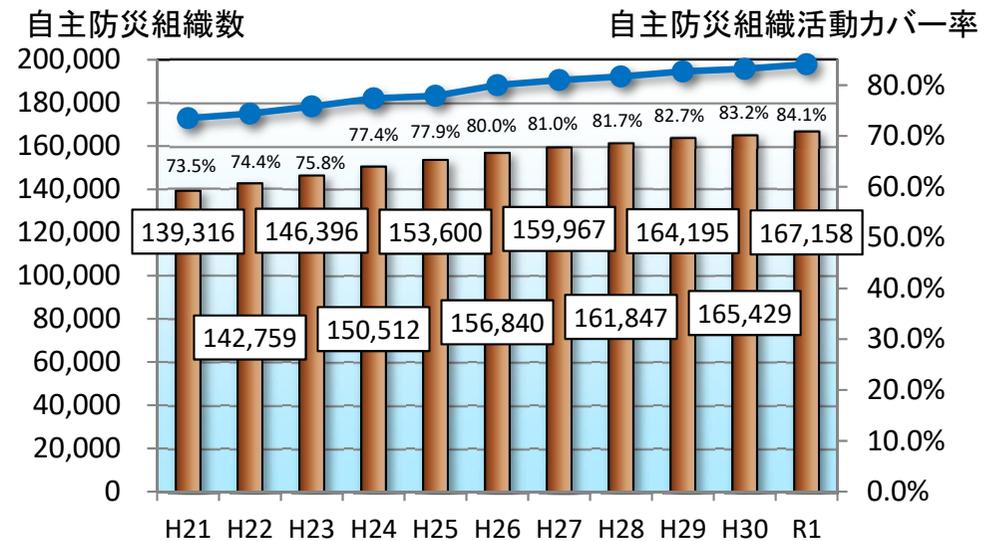
- ・防災知識の普及
- ・地域の災害危険箇所の把握
- ・防災訓練の実施
- ・火気使用設備器具等の点検
- ・防災資機材の備蓄と整理、点検

(2) 災害発生時

- ・災害情報の収集、住民への迅速な伝達
- ・出火防止と初期消火
- ・避難誘導
- ・被災住民の救出、救護
- ・給食、給水

3 推移

(各年4月1日現在)



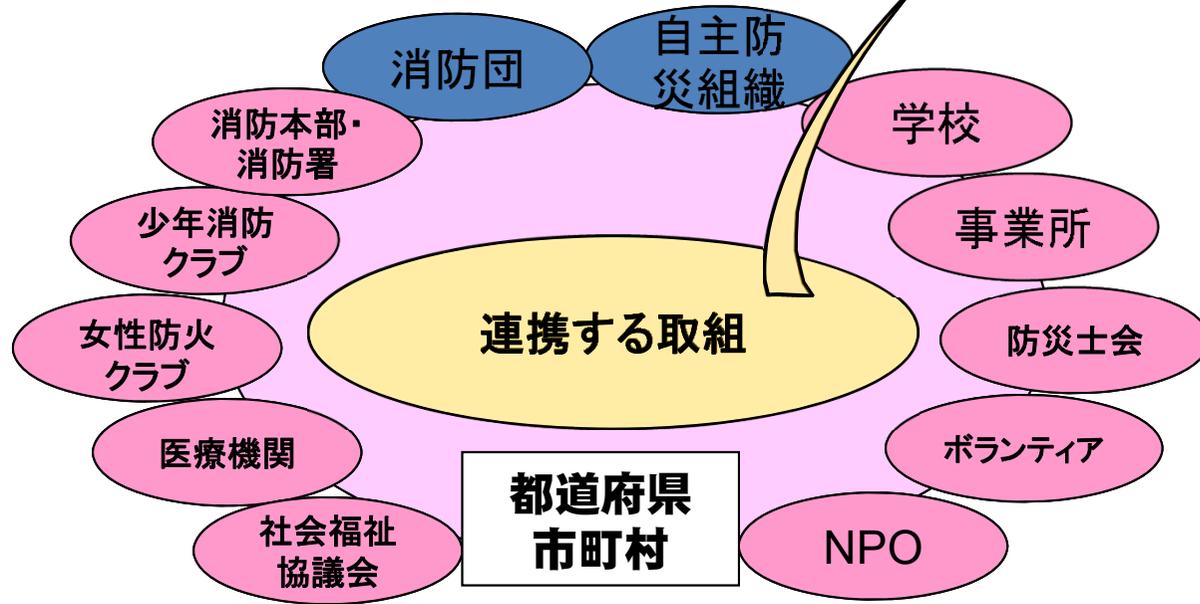
自主防災組織活動カバー率 = 自主防災組織の組織されている地域の世帯数 ÷ 管内全世帯数

消防団・自主防災組織等連携促進支援事業

【趣旨及び事業内容】

地区防災計画を策定した地区において定めるべき具体的事業計画（地域防災力充実強化法7条2項）に基づく事業や、消防団又は自主防災組織が地域の防災組織等と連携して行う事業を支援し、消防団の充実強化、地域防災力の向上を図る。

【事業スキーム】



①具体的事業計画(地域防災力充実強化法7条2項)に基づく事業

②消防団、自主防災組織が地域の防災組織等と連携して行う事業

(対象事業の例)

- ・ 具体的事業計画に基づく取組
- ・ 感染症対策を踏まえた避難所運営合同訓練の実施(訓練の実施に伴い、マスク、消毒液、体温計、パーティションを、感染症対策として備蓄すること等を含む)
- ・ 新型コロナ環境下における消防団や自主防災組織等の活動内容の検討
- ・ 消防団員が減少している中での初期消火など自主防災組織の役割拡大に向けた検討
- ・ 消防団、住民、事業者等で構成される協議会等の設立・運営
- ・ 自主防災組織の設立支援
- ・ 少年消防クラブの設立支援
- ・ 防災マップの作成
- ・ 自主防災組織等への加入促進のためのPR活動
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災教育の実施(防災講演会、リーダーの育成をはじめとする防災研修会 等)
- ・ 防災資機材の整備

※資機材や消耗品等の物品の購入のみの事業は不可

都道府県・市町村からの提案を受け、先進的な取組を委託調査事業として採択

※自主防災組織同士の連絡協議会を設立する事業は、令和2年度に創設した「自主防災組織の連絡協議会の設立支援事業」の対象

委託調査事業の実施後、取組の成果を検証し、消防庁に報告

消防庁

全国に事例を共有



自主防災組織等のリーダー育成支援事業

【趣旨及び事業内容】

令和元年度の「自主防災組織等の地域防災の人材育成に関する検討会」において作成した自主防災組織のリーダー育成に係る教材の有効的な活用に係る研修会を、都道府県又は市町村の自主防災組織等の担当者向けに実施する。

また、上記研修会を受講した地方公共団体の担当者や自主防災組織のリーダー等（アドバイザー）が実施する「リーダー育成研修会」を実施し、その成果を広く全国に周知する。

（事業スキーム）

